

あまりにも多い教職員自殺の不都合な真実⑦ ～不利益と感じさせられたものは全て差別～

昭和 56 年 12 月、同和対策協議会から意見具申(今後における同和関係施策)が出されます。同和対策事業特別措置法が同 44 年に施行されて以来 13 年間、同和関係施策が推進されましたが意見具申は、同 57 年の同法期限後どのように同和施策を行うかについて述べたものです。意見具申では「地域住民の生活状況の改善向上にはみるべきものがあり」と大きく改善されたことを記しています。しかしいくつかの問題点が存在し、「これが同和問題の解決を困難にし、複雑にしている」と述べ、その一つを「民間運動団体間の意見の相違」と表現しています。分かりやすく言えば解放同盟と共産党の対立です。もう一つ、行政が運動団体からの要望に押されてそれをそのまま施策として取り上げていることをあげ、「見過ごすことのできない問題になっている」と指摘しています。

この意見具申を受けて昭和57年4月から地域改善対策特別措置法が5カ年の限時法として施行されますが、今回は意見具申が指摘した運動団体間の対立について、どのように対立していたかを事件を通してお伝えします。

広教組福山地区支部が女性教員の行った勤務実態を調べるアンケートに、時間外勤務で困っていることを書いたところ、「部落差別を助長している」と問題となり、犯人捜しをされ、アンケートは差別文書、書いた本人は差別者とされ、同和問題に関連することは批判できなくなってしまう事件が起こります。

事件は昭和 55 年 6 月ころ、広教組福山支区婦人部委員会が、組合が開催する権利学習会を盛り上げるために生活や勤務実態のアンケートをすることを決め、各分会でアンケートをとり集約したことから始まります。

赤旗(5月23日付)にこの事件が取り上げられますが、解放新聞(56年6月17日号)はそれを日共の差別キャンペーンと非難します。両記事を元にお伝えします。

発端となったのは川口小学校分会で、同小分会で婦人部委員をしていた I 教諭がアンケートに出された様々な権利要求を集約して婦人部へ提出しました。「育児時間がとれない」「育児休暇を有給に」など様々な要求が出されていましたが、11 月初め頃になって同小分会と一緒に婦人部委員をしている女性教諭が集約文を読んで、「アンケートは差別文書」だと言って婦人部長や川口小同和推進委員会、熊谷春雄校長へ問題提起します。大阪の矢田事件の木下文書と全く同じ差別文章だということです。問題となったのは次の文書です。

「地域進出などで遅くなり、主婦兼教師兼母親の役割が成立しにくくなっている」

「時間内に勤務が終わるべきはずなのに同和という名のもとに仲間どうして困っているのを承知で時間外勤務を強制し合っている現状。子どもを迎えに行くことなどもあり時間内勤務になるよう」

木下文書というのは昭和 44 年、大阪市教職員組合の木下浄教諭が役員選挙の際に出した挨拶状のことで、組合員に労働時間などは守られているかなどを問いかけたものですが、文中に「同和のことなどで、どうしても遅くなることはあきらめなければならないのでしょうか」と書いた部分が部落解放同盟矢田支部によって、「『挨拶状』は部落差別を宣伝し、部落解放運動に反対」する「差別文書」であるとして糾弾を受けた文書です。解同はこれを差別文書と認めない学校や行政を糾弾して屈服させ、その当時から対立していた共産党や党員を排除するのに使ったのがこの木下文書です。

川口小分会ではその後、同小分会婦人部会で「アンケートをどう集約したか」「書いたのは誰か」と、犯人捜しが行われます。集約した I 教諭は、「アンケートなのだからどの意見をのせてどの意見をボツにするなどできないから全部写しました。組合が婦人の権利を守るのは当然」と主張します。

11 月 8 日、突然、アンケート問題で職員会議が招集されます。会議で熊谷校長は「緊急かつ重要な問題が発生。授業を自習体制にしてでも話し合わなければならない」と言うのです。その日以降、連日連夜のように職員会議が開かれ、アンケートは「差別文書」、集約した I 教諭を「差別者」としました。

福山支区婦人部常任委員会も 11 月 21 日の会議でアンケートは、差別を助

長する「差別文書」としました。回収することを決め、各分会のアンケートを回収します。

広教組福山支区の各級機関も数度にわたって会議を行い、「『同和の名のもとに……』『地域進出で遅くなり……』」の部分で部落差別を助長し、自分の苦痛の根元が同和教育にあるとするもので誤りである」との内容の文書を福山地区支部の名で出します。

分会の組合員として書いたアンケートですから組合の問題で、あくまで分会や組合内で処理すべきことです。それにも関わらず、「授業を自習体制にしても」と、学校の問題として職員会議が連日連夜開かれるというのは異常です。

なぜ「同和の名のもとに……」「地域進出で遅くなり……」が差別となるのでしょうか。実はこれには朝田理論が関係しています。朝田理論とは、部落問題に関連するものは「不利益と不快を感じさせられたら全て差別」「差別か否かというのは被差別者しか分からない」といった、つまり『差別』と感じた者に全ての決定権と主導権があるという考え方です。これを利用して役所や企業、学校、個人を「差別した」と脅して暴力や脅迫、金銭要求など同和利権を獲得する関係者が多数現れ、同理論が国民融合を妨げる元凶となりました。木下文書はこの朝田理論にもとづいて糾弾を受けたのです。理論を唱えたのは朝田善之助で部落解放同盟中央本部の第2代中央執行委員長です。(Wikipedia 朝田理論を参考)

広島同和行政がデタラメで、県民や市民から強い不信・批判を受けたのも朝田理論を受け入れたためです。

アンケートが木下文書と同じ差別文書というのは、朝田理論の考えによるものです。

地域進出などで遅くなっている現状を時間内で勤務が終わるようにと書かれた集約について I 教諭は、「婦人教師として切実な声なのに、これを『差別』だと決めつけられたのです。組合員の生活と権利を守るための組合が、その素朴な切実な要求に耳を傾け、実現に努力するのが筋なのに、逆にこれを『同和』がらみだと封殺するということになされたのです」「婦人部が実施したアンケートは『差別』でもなんでもなく、婦人教職員の切なる願いであり、要求なのです。不当な『解同』の強圧に教職員組合まで屈服し、教職員の権利を否定することは恐ろ

しいことです」と述べています。

地域進出は解放同盟に所属する児童・生徒に、勤務時間外に解放会館などで学習や解放運動などを教えに週に1～3回、教員が交代で行くことで、当時から教職員に重い負担がかかっていた。

時間外勤務を教職員に命じることは原則できません。例外的に給特法が4つの項目に限定して超勤を認めていますが、地域進出はこれには該当しません。地域進出は形式的には校長の命令によって行われます。地域進出に出ると通常1800円程度の手当が付きます。手当は市町村教委から支払われました。つまり、違法な時間外勤務を命令によって、地域進出が市町村あげて行わせていたということです。（「限定4項目」とは、①生徒の実習に関する業務 ②学校行事に関する業務 ③教職員会議に関する業務 ④非常災害等やむを得ない場合に必要な業務です。）

解放同盟から川口小に直接の糾弾や介入はありませんでしたが、集約文を読んで「アンケートは差別文書」だと校長らに問題提起した女性教諭を解放新聞は「解放同盟員である」と認めています。I教諭が同女性教諭を「『解同』べったり」と表現したことについて、「とにもかくにも、日共は『解同ベッタリ—解同の圧力』という図式を描いているが、こんなトリックは通用しない」と批判し、「差別者集団＝日本共産党の部落解放同盟攻撃、差別キャンペーンには目に余るものがある」と、厳しく非難します。また「(I教諭なる)人物がひきおこした『差別事件』である」としてI教諭の実名を公表し顔写真を晒しました。

このように広島でも、部落に「不利益と感じさせられるものは全て差別」という朝田氏の論理で言論統制や世論工作、共産党は差別者集団というプロパガンダが行われていたのです。

教員の勤務負担軽減など当然の要求であっても、部落に不利益になることだと判断されると差別と関連づけられたのです。そのため地域進出など部落に関連することは、時間外勤務を命じる根拠がない理不尽なものであっても不満や批判をすることさえできなくなったのです。無記名で求めたアンケートであるにもかかわらず、部落に関わるものは別と、犯人捜しをした組合には教職員の生活と権利を守るという資格はないでしょう。権利学習会を盛り上げるためのアン

ケートが皮肉にも組合員の権利要求を圧殺したのです。

中国共産党が国安法(香港国家安全維持法)によって香港の言論・集会・報道の自由を奪い、中国共産党批判も民主化デモもできなくした(令和2年6月)ことで世界から非難を受けていますが、アンケート事件はこれと比較にならない程、質が悪いです。部落に関わることに對しての批判と取られると法律にも拠らないで差別者扱い、糾弾をされるということです。まさに蛮行です。中国共産党は強権統治を悪法でも法律の施行によって行っていますが、こちらは法の根拠も何もないのです。部落問題に関して自由な意見が表明できないよう、恣意的に部落批判に関連付けて圧殺するのです。中国・ロシア・北朝鮮よりひどいではありませんか。部落に関する批判はこうしてできなくされました。

【ファイル13】 昭和57年2月11日 山県郡豊平町 筒賀小学校 O.S 教頭(53歳) 自殺。

自宅と棟続きの土蔵で首の静脈をかみそりで切って死にきれず、はりにひもをかけて首つり自殺。土蔵に入ってからなかなか帰ってこないのを心配して見に行った母親が発見。遺書はありませんでした。O.S 教頭は昭和52年4月から筒賀小教頭として勤務していました。

2月12日付の中国新聞記事では、昭和56年は小学校長3人、県教委学校管理課長の他に一般教諭2人も自殺し、計6人と報道しています。(本誌では2人の一般教諭の自殺については詳細が確認できないため取り上げていません。それにしても多いです)。

「教頭職」について日教組は法制化に反対し続けていました。明治以来、教頭職は学校におかれ、戦後も教頭職はおかれていましたが法令上の位置づけがなされていませんでした。校長を助ける教頭の役割が重要視され、昭和32年に学校教育法施行規則に規定されました。しかしその規定が明確でなかったため、教頭をその地位と職務内容に応じた独立した職として位置づけようと昭和43年以来毎年のように法制化案が出されましたが、日教組の反対で潰され続けました。田中内閣の同49年5月にやっと成立しましたが、現場で実働化を阻止する闘いが行われます。「管理体制の強化に反対」する組合員たちからは、教頭を校務分掌の一係の担当者とするだけで職として認めませんでした。そのため教職

員らから冷たい対応をされます。

校長を「教育行政、権力の末端に位置する校長」(広島高教組 40 年誌 P299)と見る組合にとって教頭も同様に、「『教頭法』で管理体制を強化する『教育行政、権力の末端に位置する』」存在と見られたのです。

教職員からの冷遇、それを裏付けることが解放新聞にも書かれています。

「教頭の机を廊下に持って出たという話は笑えない事実であった」(解放新聞昭和54年4月4日号)。同じ教職員の仲間と認めないということです。

週刊朝日も取り上げています。校長や教頭が新任で着任する際、過去にストライキに参加しなかったり、主任になっていたことを問題にして反省文を書かせていたのですが、実際に反省文を書かされた元教頭の話の次のように紹介しています。

「組合が要求した反省文には『私は恥ずべき差別者です』という耐えがたい文言があったので、署名を拒んだら、翌日、職員室から私の机が廊下に出されていました」。(平成10年7月31日号)

教頭に対して、「人としてどうか」、という仕打ちをしていたのです。

「教頭法制化法案」に反対する日教組は、ストライキを決行します。法案が参議院文教委員会を通過した翌日の49年5月23日に本会議上程を阻止する全国統一行動として実施されました。広教組も5,567名(60.3%)の組合員が参加してストライキを断行しています。

教頭法が成立し、教頭は県教委が任命することになりましたが、広教組は教頭任用方法などについての交渉を組合員の大量動員で「強化」して闘いを進めました。その結果、組合が要求した「選考試験は行わない」が「筆記試験は行わない」となりましたが、「従来通り、選考試験は行わず、校長の具申、地教委の内申によって県教委が発令する」という基本方針の要求がほぼ実現しました。闘争は組合地区支部でも市教委や教育事務所に対して行われ、その「成果」が広教組40年誌に記されています。(第3巻 P133)

「広教組地区支部はこの確認の上に『今後中学校で教頭を任用する場合、従来通りその学校内から人選する』という回答を取りつけ、また三原地区支部では、教育事務所の責任で、採用候補者名簿を組合に事前に提示させるという民

主的選出の橋頭堡を勝ちとっている」

「校長を教育内容から追及し」「校長を窮地に追い込み」(広島高教組 40 年誌 P299)、最高議決機関化した職員会議には校長・教頭を一構成員として参加させるなど主任制粉碎闘争に勝利した組合にとって既に屈服した「校長の具申」は都合がよかったのです。教頭の任用を含め人事は県教委の専権事項ですが、組合からの闘争により骨抜きとなりました。「採用候補者名簿を組合に事前に提示させる」ことは公正ではありません。広教組はこれを「民主的選出」としていますが、組合にだけ提示することは民主的とは全く関係なく、他者が不利益を被る恐れがある不当な差別です。

教頭は授業を持たなくてもよいと、法令ではなっていました、実際は組合から「授業時数の削減」禁止の要求を受け、ほとんどの学校で授業を受け持たされました。朝一番、校門や校舎の鍵を開け、夜遅く最後に鍵を閉めてまわるのも教頭の仕事でした。雑業は教頭の業務とされ、本来の仕事に加え非常に重い負担でしたが、教職員らは非協力的な態度をとり、敵視の意味を込めた「管理職」と呼んでいました。あからさまに校長、教頭を敵視した職場闘争は文部省から是正指導がなされたしばらく後まで行われていました。教頭自殺はこのような状態の中で起こっていたのです。

【ファイル 14】 昭和 57 年 4 月 11 日、佐伯郡五日市町教委同和教育指導室長 K. M 氏(51 才)。朝、自宅居間でナイフで左胸を突き自殺。K. M 室長は前年まで五日市小学校教頭で、4 月から同室長になったばかりでした。

解放同盟は、K.M 室長の自殺が日共による差別キャンペーンによって起きたと機関紙で批判しています。機関紙「解放新聞」にはおおよそ次のようなことが書かれています。

前年の 7 月、五日市町の八幡小学校が実施した地域懇談会の中で地域進出をめぐる意見が出されます。「一つの家だけでなく、いろんな家にも先生が出かけてほしい」というものです。懇談会が行われた地域には部落を離れて住宅団地に住む婦人 A さんがいました。日共はこの問題を利用して住民組織を作り、赤旗で取り上げ、それを配付して批判する差別キャンペーンを行います。12 月の学校参観日には校門の前でビラを配りました。八幡小は教職員一同で「事実

誤認」と明記した抗議文を発表。これに慌てた日共は「抗議」と称して校長を責めまわると同時に A さんの家の前で宣伝カーでがなり立て、団地内にビラを集中的に投入します。役場前や駅前でも配り、県議会での取り上げを予定します。こういう中で 3 月 27 日、A さんが焼身自殺をはかります(重傷で入院)。日共は一応宣伝カーを引っ込めたが、五日市町教委交渉と称して教育長を責め立て、赤旗で「八幡小はコワイ学校」(4 月 10 日付)との差別キャンペーンを行います。4 月 1 日付で就任した A.K 室長の自殺は、教育を政争の具とすることにより焼身自殺まではかられる事態を起こしながら、その責任転嫁を図ろうとする日共に直面したことで起こった、旨書いています。

自殺した 10 日は、広島市で開かれる全解連の大会に町教委代表として出張を命じられていた、とも書いています。「我々は、かねてから日共差別キャンペーンが人命をも奪いかねない犯罪であることを指摘してきたが、今回ついにこの不幸が起こされてしまったのである」と非難しています。

もう一方の共産党の主張はどうでしょう。

共産党は真相究明を県教委に求めます。5月15日、共産党県議員団と同党佐伯郡委員会は県教委を訪れ「教育関係者の相次ぐ自殺は、県教育行政の重大問題である。原因や背景を徹底的に明らかにし、明るい教育行政のために全力をあげるべきだ」と申し入れました。

解放新聞記事を先に紹介しましたが鵜呑みにはできません。その理由は、戸手商事件や八次小事件などを「デッチ上げ」「日共、〇教諭」などと言って激しく否定・非難していましたが、裁判では全く反対の判決が出されているからです。

3 人の校長の自殺で廿日市と福山で調査が行われる際、「全解連に会うな」と圧力をかけています。解放新聞は、全解連の大会に出張を命じられていた、とわざわざ書いています。全解連の大会に出ることが苦になった、ということでしょう。しかし、それに出ることで解放同盟から糾弾を受けるのではないかということに苦しんでいた、こうも考えられます。

意見具申が指摘したように、広島では共産党と解放同盟が激しく対立し、非難し合っており、それが同和問題を解決どころか非常に困難にし複雑にしていたのです。